

仙台市外郭団体の経営状況の評価結果  
(平成 29 年度決算)

平成 30 年 9 月

仙台市外郭団体経営検討委員会



## 1 外郭団体の経営評価

第三セクターなどいわゆる外郭団体の経営破綻により、地方公共団体本体が財政再生団体に指定される例が生じたことから、総務省は、平成 20, 21 年度において第三セクター等の経営状況を客観的に把握し、経営が著しく悪化している場合は、抜本的な経営改善策（場合によっては破綻処理）を講じるよう地方公共団体あてに通知した。この中で、公認会計士等外部の専門家を活用した経営検討委員会を設置し、経営が著しく悪化しているおそれのある団体の経営評価や経営改善策の策定を行うこととされている。

仙台市においては、国の通知を一步進めて、経営が著しく悪化しているかどうか自体も含めて外部委員の判断によることとし、平成 21 年度に本委員会が設置された。また、本委員会は、国の通知にある平成 20, 21 年度限りの一時的なものではなく、今後毎年度決算において評価をしていくものと位置付けられている。

仙台市における外郭団体の定義は、

ア 市が当該団体の基本財産等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を行っている団体  
イ 市の事務事業との密接な関連性から、その設立に市が主体的に関与し、かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体  
のいずれかに該当する団体であり、平成 30 年 7 月 1 日現在で 27 団体となっている。

今年度においては、出資比率や設立経緯により他の地方公共団体（宮城県）が本市より主体的に関わっている 2 団体を除いた 25 団体のうち、あらかじめ定めた一定の要件（「2 委員会付議要件」参照）に該当した 1 団体について、具体的評価作業を行った。当該 1 団体については、平成 29 年度の決算資料を基に、必要に応じて、平成 30 年度予算書等の資料を精査し、委員の合議により評価を行った。

## 2 委員会付議要件

前期決算（5 については前 3 期決算）について、下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を、付議対象とする。

### 1 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は、自治体が団体の債務について損失補償又は保証をしている場合にのみ対象となるが、本市においては、全ての外郭団体について、この基準の対象とみなして評価を行うこととする。

### 2 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

3 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあつては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあつては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

4 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、基本財産、資本金又はこれに類するものの概ね50%以上であること

5 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が①前期と前々期、②前々期と前々々期、③前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。

### 3 委員会付議要件該当団体

公益財団法人 仙台市救急医療事業団（要件1及び3に該当）

### 4 評価結果

評価結果	該当団体
1 著しく経営状況が悪化しており、抜本的な経営改善が必要な団体	なし
2 著しく経営状況が悪化しており、経営改善努力が必要な団体	なし
3 著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体	なし
4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体	公益財団法人 仙台市救急医療事業団

## 《団体に対する評価コメント》

当該団体は、仙台市急患センター、仙台市北部急患診療所及び仙台市夜間休日こども急病診療所の指定管理業務を主に行っている団体である。

経常損益の赤字は、収支均衡に基づき算定される指定管理料による収益と、当該指定管理料で充当される費用の一部が、会計上の費用認識の基準により同一年度に計上されない、いわゆる期ずれにより発生したものであり、収益性の低下を原因とするものではない。

事業活動によるキャッシュ・フローのマイナスについては、平成29年度において前年度に比較し医業関連の未収金が増加したほか、平成29年度に精算する指定管理料の返納金発生による未払金の前年度に比し減少したことから、一時的にマイナスとなったものであり、平成30年4月には解消されている。上述の通り、当該団体は、毎年度の収支を均衡するよう指定管理料を精算しており、今回の事業活動によるキャッシュ・フローのマイナスは、収入と支出のタイミングの差異により生じたものであり、経営構造上の問題によりキャッシュ・フローがマイナスに至ったものではない。

以上のことから、経営状況が悪化している状態ではないと判断するものである。

## 5 委員名簿（敬称略）

委員長	成 田 由加里	（東北大学会計大学院教授・公認会計士）
委員	橋 本 潤 子	（橋本潤子公認会計士事務所・公認会計士）
委員	大 泉 裕 一	（大泉会計事務所・公認会計士）

